



(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額 ..... = (前年からの繰越額) + (本年の収入額) = .....	0
( 前 年 からの 繰 越 額 ) ..... = 前年の収支報告書の「翌年への繰越額」 = .....	0
( 本 年 の 収 入 額 ) ..... = 用紙(その2)から(その6)までの合計 = .....	0
支 出 総 額 ..... = 用紙(その13)の「合計」欄の金額 = .....	0
翌 年 へ の 繰 越 額 ..... = (収入総額) - (支出総額) = .....	0

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 .....	
員 数 .....	人

### (2) 寄附

	金 額	備 考
ア 寄附(イを除く。)の区分		
(ア) 個人からの寄附		
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
ア 小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア+イ)	0	

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表（資産等の有無）

資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注:政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1. 領 収 書 等 の 写 し
- 2. 監 査 意 見 書 (政 党 及 び 政 治 資 金 団 体 に 限 る。)
- 3. 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 限 る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 10 日

政 治 団 体 の 名 称 西岡尚宏後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名 西岡美鈴

(解散時のみ記載)  
代 表 者 の 氏 名 西岡尚宏

\* 会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。  
\* 会計責任者及び代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。  
ただし、会計責任者及び代表者本人の署名その他の措置(記名押印等)を講ずる場合は、この限りでない。